（政令への委任）

第五条　前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（著作権法の一部を改正する法律の一部改正）

第六条　次に掲げる法律の規定中「第九十五条の三第三項」を「第九十五条の五第三項」に改める。

一　著作権法の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第六十四号）附則第三項

二　著作権法の一部を改正する法律（平成元年法律第四十三号）附則第四項

第七条　著作権法の一部を改正する法律（平成三年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「第九十五条の三」を「第九十五条の五」に改める。

附則第三項中「第九十七条の三」を「第九十七条の五」に改める。

附則第四項中「商業用レコード（」の下に「著作権法」を、「及び」の下に「同法」を加え、「第九十五条の三第二項」を「同法第九十五条の五第二項」に改める。

（著作権法及び万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律の一部を改正する法律の一部改正）

第八条　著作権法及び万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律の一部を改正する法律（平成六年法律第百十二号）の一部を次のように改正する。

附則第二項及び第三項中「第九十五条の三第三項」を「第九十五条の五第三項」に改める。

附則第四項中「第九十七条の三第三項」を「第九十七条の五第三項」に改める。

（著作権法の一部を改正する法律の一部改正）

第九条　著作権法の一部を改正する法律（平成十一年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「改正後の」を削り、「第九十五条の二第一項及び第九十七条の二第一項」を「第九十五条の四第一項及び第九十七条の四第一項」に、「（著作権法）を「（同法）」に改める。

第十条　著作権等管理事業法（平成十二年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第一号中「第九十五条の三第四項」を「第九十五条の五第四項」に、「第九十五条の三第一項」を「第九十五条の五第一項」に改め、同条第二号中「第九十七条の三第四項」を「第九十七条の五第四項」に、「第九十七条の三第一項」を「第九十七条の五第一項」に改める。

（著作権法の一部を改正する法律の一部改正）

第十一条　著作権法の一部を改正する法律（平成十四年法律第七十二号）の一部を次のように改正する。

附則第二項及び第三項中「新法中」を「著作権法中」に、「第九十五条の三第三項」を「第九十五条の五第三項」に改める。

附則第四項中「新法中」を「著作権法中」に、「第九十七条の三第三項」を「第九十七条の五第三項」に改める。

（構造改革特別区域法の一部改正）

第十二条　構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）の一部を次のように改正する。

第十二条第十一項の表著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）の項を次のように改める。

著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）	第三十五条第一項	設置されているものを除く。	設置されているものを除き、学校設置会社（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十二条第二項に規定する学校設置会社をいう。第三十八条第一項、第九十五条の二第二項第一号及び第九十七条の二第二項第一号において同じ。）の設置する学校を含む。
	第三十八条第一項	又は観衆 受けない場合	若しくは観衆 受けない場合又は学校設置会社の設置する学校において聴衆若しくは観衆から料金を受けずにその教育若しくは研究を行う活動に利用する場合

	第九十五条の二第二項第一号及び第九十七条の二第二項第一号	又は観衆 再生した場合	若しくは観衆 再生した場合又は学校設置会社の設置する学校において聴衆若しくは観衆から料金を受けずにその教育若しくは研究を行う活動に利用した場合

（障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律の一部改正）

第十三条　障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律（平成二十年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

附則第四条中「及び第八十六条第三項」を「、第八十六条第三項、第九十五条の二第二項第二号、第九十五条の三第二項第三号、第九十七条の二第二項第二号及び第九十七条の三第二項第三号」に、「する。」を「、同法第九十五条の二第二項第二号、第九十五条の三第二項第三号、第九十七条の二第二項第二号及び第九十七条の三第二項第三号中「第三十三条の二第二項」とあるのは「第三十三条の二第一項若しくは第二項」とする。」に改める。

（著作権法の一部を改正する法律の一部改正）

第十四条　著作権法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「（以下この条において「新法」という。）」を削り、「新法中」を「著作権法中」に、「第九十五条の三第三項」を「第九十五条の五第三項」に改め、同条第二項中「新法中」を「著作権法中」に、「第九十五条の三第三項」を「第九十五条の五第三項」に改める。

内閣総理大臣　高市　早苗
文部科学大臣　松本　洋平

政　令

領事官の徴収する手数料に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽
国事行為臨時代行名

令和八年六月二十四日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第二百四号

領事官の徴収する手数料に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、外務省設置法（平成十一年法律第九十四号）第十一条の規定に基づき、この政令を制定する。

領事官の徴収する手数料に関する政令（昭和二十七年政令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第十九号」を「第十八号」に改め、「通貨」の下に「（当該国において広く一般に流通している通貨として外務省令で定めるものを含む。）」を加え、同項第三号中「二千九百円」を「一万四千九百円」に、「三千百円」を「一万五千百円」に改め、同項第四号中「五千九百円」を「二万九千九百円」に、「六千百円」を「三万百円」に改め、同項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号から第十八号までを一号ずつ繰り上げ、同項第十九号中「第八号」を「第七号」に改め、同号を同項第十八号とする。